議案第 129 号

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。 平成25年12月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 (伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第257号) の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

施設の名称		基本利用料金(円)			
		午前(午前9	午後(午後1	夜間(午後6	全日(午前9
		時から正午ま	時から午後5	時から午後10	時から午後10
		で)	時まで)	時まで)	時まで)
ホール	平日	15, 420	21, 600	25, 710	59, 650
	土・日・休日	21,600	29, 820	35, 990	82, 280
楽屋	第1楽屋	1,020	1, 430	1, 740	4, 010
	第2楽屋	610	820	1,020	2, 260
	第3楽屋第4楽	300	410	510	1, 130
	屋 (1室につき)				
リハーサル室		1, 540	2, 160	2, 570	5, 960
多目的室		2, 160	3, 080	3, 700	8, 530
会議室		1,020	1, 430	1, 740	4, 010

(ふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 ふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第258号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

		基本利用料金(円)			
		午前(午前9	午後(午後1	夜間(午後6	全日(午前9
		時から正午ま	時から午後5	時から午後10	時から午後10
		で)	時まで)	時まで)	時まで)
大ホール	平日	8, 430	11, 820	14, 090	32, 810
	土・日・休日	11,820	16, 350	16, 350	45, 250
小ホール		2, 160	3, 080	3, 700	8, 530
リハーサル室		610	820	820	2,670
楽屋		300	410	510	1, 130
和室		300	410	510	1, 130
会議室		1,020	1, 430	1,740	4, 010

(青山ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 青山ホールの設置及び管理に関する条例 (平成16年伊賀市条例第259号) の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

#☆⇒ルの <i>及</i> ##		基本利用料金(円)			
		午前(午前9	午後(午後1	夜間(午後6	全日(午前9
施設の名称		時から正午ま	時から午後5	時から午後10	時から午後10
		で)	時まで)	時まで)	時まで)
多目的ホー	平日	7, 710	10, 800	12, 850	29, 820
ル	土・日・休日	10,800	14, 910	15, 940	41, 140
多目的ホー	平日	3, 590	5, 400	6, 420	14, 910
ル(フロア	土・日・休日	5, 400	7, 450	8, 990	20, 570
のみ)					
楽屋1		300	410	510	1, 130
楽屋 2		300	410	510	1, 130
会議室		300	410	510	1, 130
研修室		610	820	820	2, 670
和室		300	410	510	1, 130
リハーサル室		610	820	820	2,670

(あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 あやま文化センターの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第300号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

	基本利用料金(円)			
施設の名称	午前(午前9 午後(午後1 夜間(午後6 全日(午前9			
	時から正午ま 時から午後5 時から午後10 時から午後10			

		で)	時まで)	時まで)	時まで)
さんさんホ	平日	7, 190	9, 250	11, 310	25, 710
ール	土・日・休日	9, 250	12, 340	15, 420	34, 970
楽屋(1室)		300	410	510	1, 130
リハーサル室		1,020	1, 330	1, 640	3, 800

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、施行日以降における伊賀市文化会館、ふるさと会館いが、青山ホール及びあやま文化センターの使用を許可された者から徴収する利用料金の額は、第1条の規定による改正後の伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後のふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の青山ホールの設置及び管理に関する条例別表の規定及び第4条の規定による改正後のあやま文化センターの設置及び管理に関する条例別表の規定の例によるものとする。